# 住宅用火災警報器の設置状況調査にご協力ください

## 消防職員が住宅用火災警報器の設置調査を行います。

全ての住宅で義務化となっている住宅用火災警報器の設置状況調査を行います。消防職員が無作為抽出によりお宅を訪問し、玄関先またはインターホン越しで聞き取り調査を行います、皆様のご協力をお願いします。

### 【調査期間】

令和6年5月7日(火)~令和6年5月27日(月)

#### 【調査方法】

総務省消防庁より示された調査方法(無作為抽出)により、消防職員が訪問して玄関 先またはインターホン越しで質問を行います。

※住宅内へ入ることは一切ありません。

#### 【調查内容】

- ① 住宅用火災警報器の設置の有無
- ② 住宅用火災警報器を設置している場合は、設置の場所と経過年数
- ③ 住宅用火災警報器の点検(作動確認)の有無と結果

※回答者の任意協力による調査ではございますが、ご協力くださいますようお願い 申し上げます。

### 悪質な業者に注意!!

不適正な訪問販売や電話勧誘等が増加しています。消防署や役所の職員が個人宅を訪問し、住宅用火災警報器や消火器の販売等を行うことはありませんので、ご注意ください。なお、<u>不適正業者と思われる者が訪問した場合は、消防署へ情報提供をお願いします。</u>また、住宅用火災警報器等の設置についての詳細は、お近くの消防署にお問い合わせいただくか、児玉郡市広域消防本部ホームページ内の『生活安心情報』をご覧ください。

## 問い合わせ先:児玉郡市広域消防本部

〒367-0035 本庄市西富田904番地3

- ◆予 防 課 0495-24-8392(平日8時30分から17時15分まで) 又は
- ◆中央消防署 0495-24-8395 ◆本 庄 分 署 0495-21-2177
- ◆児玉分署 0495-72-1581 ◆美里分署 0495-76-1190
- ◆神川分署 0495-77-2086 ◆神泉分署 0274-52-3409
- ◆上 里 分 署 0 4 9 5 − 3 3 − 0 4 4 2 (消防署・分署は 2 4 時間対応可能)